

電磁的方法による保存等をする場合に確保するように努めなければならない基準の一部を改正する告示新旧対照表

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）<u>第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）</u>、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）<u>第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</u></p>	<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）<u>第二十九条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）</u>、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）<u>第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の項に係る部分を除く。）</u>の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定め</p>

る対策を実施することとする。

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第十三条の二第二項（同規則第十五条において準用する場合を含む。）、 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）、 第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）、 第六条の二第二項、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）、 第十条第二項及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項及び国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十九年国家公安委員会規則第二号）の項に係る部分に限る。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。

第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第七号）第十三条の二第二項（同規則第十五条において準用する場合を含む。）、 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）、 第六条の二第二項、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）、 第十条第二項及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分に限る。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。